令和２年８月６日

全国生衛中央会事務局

**Ｇｏ Ｔｏ Ｅａｔキャンペーンについて**（情報提供）

平素、当中央会の事業へのご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、皆様には新型コロナ禍拡大の中、大変ご苦労様です。

・さて、ご承知のとおり「GoTo Eat キャンペーン」については、7月21日から事業実施団体の公募が開始されており、8月7日に締め切られることになっています。

・このキャンペーンは、① プレミアム付き食事券の発行（購入額の25%分を上乗せ）、② オンラインの予約サイト（ポイント付与）の２種類の事業が予定されています。

・当初、プレミアム食事券の発行事業は、(一社)日本フードサービス協会と、全国生活衛生同業組合中央会が実施団体となり、全国規模で実施する計画が進んでいましたし、当方からも、そのような情報提供をさせていただきました。

・しかし、結果的にこの方針が変更され、**都道府県毎にGoToEatキャンペーン事業の実施団体を募って、準備が整った地域から実施する**ことになっています。

・現在、農水省のホームページ（「GoToEatキャンペーン事業」について　）に示されている計画等に従って進められていますが、7月31日の農水大臣の発言によると、９月以降に開始されるとのことです。

・**事業実施団体は、各都道府県の商工会議所・商工会が中心になることが想定されていますので、生活衛生業の皆様は、地元の商工会、商工会議所による情報発信を注視していただくようお願いいたします。**

当中央会としても適時情報提供させていただきたいと存じます。

・なお、事業開始にあたり、キャンペーンに**参加する店舗・施設は、新型コロナ感染予防の業種別ガイドラインに基づいて感染予防対策に取り組んでいることが条件**となっていますのでご留意願います。

・また、農水省の公募要領・仕様書を見ますと、**風営法第２条第４項に規定する「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く**と記載されており、生衛組合員の店舗の中にも対象外となる店舗があるものと考えられます。

　このため、当中央会としては、厚生労働省生活衛生課長、農林水産省食料産業局外食産業室長に対して、取り扱いの改善を申し入れています。